

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	心身障害者(児)福祉金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、心身障害者(児)福祉金支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	心身障害者(児)福祉金支給事務			
②事務の概要	富山市心身障害者福祉金条例及び富山市心身障害児福祉金条例に基づき、心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的に、心身障害者又は心身に障害のある児童の保護者に対し、福祉金の支給を行う事務。 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①福祉金受給認定申請書の受理、その申請に係る審査及び応答に関する事務 ②福祉金受給者異動届、福祉金失権届、福祉金辞退届の受理に関する事務 ③福祉金の支給の停止、受給権の取り消しに関する事務			
③システムの名称	障害者福祉金システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
心身障害者(児)福祉金支給特定個人情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・富山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1の第4項及び第5項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法第19条第9号			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉保健部障害福祉課			
②所属長の役職名	障害福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、必要な隆事項を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数中	2018/12/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数中	2018/12/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策		IVリスク対策のとおり	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数中	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数中	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	情報統計課	情報システム課	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	ファックス番号 076-443-2202	削除	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし(リスク対策の措置状況の水準の欄)	十分である	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし(判断根拠の欄)	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし(最も優先度が高いと考えられる対策の欄)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし(当該対策は十分かの欄)	十分である	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	なし(判断根拠の欄)	マイナンバーの利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 必要な陸事項を遵守している。	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2020/8/1	2025/3/10	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/8/1	2025/3/10	事後	